

## 財務 VOL.100

(平成29年7月29日発行)

## 社会保険:「短時間労働者の加入要件」と「扶養認定」について

昨年10月に社会保険の加入要件の改正があって以降、「**短時間労働者(パート・アルバイト等)の加入要件**」と「**健康保険の扶養認定要件**」に関するお問い合わせを数多く頂戴しています。この二点についてはよく混同されやすいのですが、要件としては全く別で、**前者は改正されましたが、後者は従来のままです**。また、前者については改正があったものの、現段階において中小零細の事業所には直接影響しない内容となっています。今号においては、これに関連する制度の変更点について現時点の情報を整理してみましょう。

### I. 「短時間労働者の加入要件」について【その1】

改正前(平成28年9月)までは下記の2つの要件のいずれかで判断されました(いずれもフルタイム社員と比較して)。

短時間労働者(パート・アルバイト等)の

- [1]1日(又は1週間)の労働時間が概ね3/4以上
- [2]月の労働日数が概ね3/4以上

この基準は、実は**法律や通達で定められていた訳ではなく**、お役所内部で伝達される「内簡」にすぎず、それを根拠に実際の指導が行われていましたが、**昨年の改正(平成28年10月以降)によって3/4要件が法律として正式に明記されました**。

改正後は、「**事業所の通常の労働者の、1週間の所定労働時間と1ヶ月の所定労働日数が3/4以上である短時間労働者は社会保険の適用をうける**」こととなります。

一見違いが判り難いのですが、改正前と比較して「1日又は1週間の所定労働時間」が「1週間の所定労働時間」に一本化され、「概ね3/4以上」の「概ね」の表現が除外されました。

さて、ここまでの内容でしたら、大きな差異はないに等しいのですが、さらに加えて下記の要件が加わりました。

### II. 「短時間労働者の加入要件」について【その2】

上記 I の要件に加えて、以下の①～⑤のすべての要件に該当する方は、加入が必要となります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること(※1)
- ②雇用期間が1年以上見込まれること(※2)
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること(※3)
- ④学生でないこと
- ⑤被保険者数が常時501人以上の企業に勤めていること

(※1)雇用保険の加入要件と同様です。あくまで労働契約書等に明記されている所定労働時間で判断するので、残業時間等は考慮しません。

(※2)「期間の定めのない雇用契約」「契約書上で更新される、あるいは更新される可能性があり、更新実績がある」ようなケースも含まれます。

(※3)雇用契約書等で定められた月額賃金が88,000円以上

かどうかで判定し、所定時間外労働に基づく「残業手当」、最低賃金法で最低賃金計算から除外されている「精皆勤手当、通勤手当及び家族手当」等は除外して判定します。後述する「**扶養認定**」とは異なり「**通勤手当**」が含まれない点にご注意下さい。

いかがでしょうか?お気づきの通り、⑤の要件がありますので、当レポートをお読み頂いている先生方には直接関係のない話と思われるかもしれませんが、**近い将来、事業所の規模の要件が撤廃されるであろうことは容易に想像されます**。

現にあまり認識されていない事実ですが、⑤の規模要件に関係なく、**国または地方公共団体に属する事業所で働く上記 II の要件を満たす短時間労働者は、今年の4月以降(国の事業所は昨年10月から)は例外なく加入が求められて強制されています**。

**加えて、今年の4月からは、500人以下の企業でも、「労使の合意」があれば短時間労働者は加入できることとなり**、外堀はどんどんと埋められている状況です。今から“Xデー”を念頭に置いた人事政策を考えておく必要があるでしょう。

### III. 「健康保険の扶養認定」について

最後に「**健康保険の扶養認定**」についてご紹介します。

「**130万円の壁**」という言葉はご存知の方も多いと思いますが、これは「**給与+通勤手当**」の年間合計額が130万円(月額108,333・円)以上になる見込みとなった場合に、社会保険においてご主人等の扶養に入れなくなる、という先生方もよくご存じのお話ですが、この要件は**現在も従前と同じで一切変更はありません**。にもかかわらず、「**106万円の壁**」という言葉が新たに登場し混乱を招いているようです。

この「106万円」という金額は、上記 II の要件③にある「月額8.8万円×12ヶ月=約106万円」からきているもので、あくまで「**大企業等の加入要件**」であって、「**扶養認定の要件**」では**ありません**。

中小零細企業であれば、依然、年収見込130万円未満で、3/4要件を満たさなければ、ご自身で社会保険に加入せずにご主人の扶養に入ることが可能ですのでご安心ください。

また、認識違いをされているケースが多い事例をもう一つご紹介しますと、それは上記 I の「**3/4基準**」のお話です。

40時間×3/4から「**週30時間以上なら社会保険の加入義務有り**」といった記述が見受けられますが、これは誤りです。

先述の通り、あくまで「**通常の労働者の所定労働時間の3/4**」が基準ですので、常勤スタッフの所定労働時間が40時間より短いケースでは、例えば週の所定労働時間が36時間であれば、パートの所定労働時間を27時間以上に設定すると加入義務が生じてしまいますのでご注意下さい。